

今が旬の情報提供を

～第20回～

公的保険アドバイザー
からの情報特旬便！

(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫

<https://siaa.or.jp/>



このお二人は継続を希望しませんでした。このように、現在年金支給開始年齢は年生月日によって変わっています。今お一人だけでは年定年を迎える方は、将来の選択は、男性であれば63歳になつて正解はありませんが、特別支給の老齢年生年金報酬比例部分せんが、この後支給されません。女性の保険という点が明確かどうかにありますと考へます。

が、男性であれば63歳や61歳から支給されるケースもあります。65歳までに支給される年金は、再雇用によって受け取る賃金に応じて支給される年金額を合わせて、雇用保険から高年齢雇用継続給付金が、最大15%支給され

ます。これを「在職老齢

社会の中での雇用のなか自身の資産運用などの調整されるケースもあります。これを「在職老齢

ます。退職金が入ってく
ることで、当面の生活に
ますので、希望すれば
65歳までは再雇用と

めあげた功労もありますが、第2の人生をどう進めばよいか判断に迷われて終了しあらぐりくりしたいとの意向でた。現在の日本は65歳

業や経営者などではない限り、ほとんどの方が迎えり、定年退職。40年近く勤務して、いよいよ退職し第2の人生をスタートさせ、もうお一人は1年間の再雇用

での雇用はさらに現実味を帯びてきました。自営二人にお話を伺う機会もありました。お一人は

直しもされていますし、
年金支給開始も遅らせる
題なのは、十人十色
いえます。

先日の首相所信表明演説で、70歳まで働く社会についての旨が公表されました。以前から、65歳の教育費、養育費がかかるケースなどさまざまです。金銭面での不安の方や、お子さん

退職のタイミングで変わる税金等

動ける社会に向けて 公的保険の有用性を確認しよう

か、どんな選択 ます。これを「在職老齢 金が、最大15%支給され

的年金は先送りにする

■ 保険業界向けセミナー
「好評開催中！」

度で確認いたゞかくことばを奏功すると考えます。

ように考へてゐるかで、的確なアドバイスの内容が変わつてきます。ぜひ

ん。それより実質的にとらえる時代に入ってきたといえます。お客様が丘へ将来的動き方をどう

アトハイアになるかも知れません。70歳まで働かなければならぬ時代は遠い未来ではあります。

とで金額を増やし、それを補うように資産形成することがうまく併用する

では、税金等が下がることもポイントとなります。

の保険料は、前年の所得によって決まってきますので、定年退職時と再雇用時とでは、

のメリットとしては、退職後の税金や健康保険料率に差が出てくることがあります。税金は国で健康保険料率

月間の賃金で決定されますが、基本手当の金額は少なくなることに注意が必要です。